

第3期高浜町 子ども・子育て支援事業計画

計画策定の趣旨と背景

本町では、平成27年3月に「高浜町子ども・子育て支援事業計画」、令和2年3月に「第2期高浜町子ども・子育て支援事業計画」を策定し、様々な分野で子どもや子育てに関する支援施策の充実に取り組んできました。計画期間の満了に伴い、より一層の子どもの健やかな育ちと保護者の子育てを、地域全体で支援する環境を整備することを目的に、「第3期高浜町子ども・子育て支援事業計画」を策定します。

計画の位置づけ

本計画は、子ども・子育て支援法第61条に基づく市町村子ども・子育て支援事業計画であり、本町の子ども・子育て支援にかかる総合的な計画として位置づけられます。

同時に、次世代育成支援対策推進法第8条に基づく「高浜町次世代育成支援地域行動計画」としても位置づけています。

また、子ども・子育てに関連するその他計画との整合性を図りながら、策定を行います。

計画の期間

計画の期間は、令和7年度から令和11年度までの5年間です。

令和6	7	8	9	10	11	12年度	
計画策定 評価・検証	第3期高浜町子ども・子育て支援事業計画					計画策定 評価・検証	次期計画



目指すべきまちの将来像

本町では、これまで様々な分野で子どもや子育てに関する支援施策の充実に取り組んできました。また、令和5年4月には、妊娠期から子育て期までの切れ目のない支援の推進また充実に向けて庁内に新たに「こども未来課」を創設しています。親子が安心して幸せに暮らせる、また地域で子育て世帯を見守り支える、子どもが大切にされ、愛され、保護される「こどもまんなかのまち」の実現を目指し、以下の将来像を設定します。

「こどもまんなか」のまち
親が幸せに子育てできるまち
子育てを優しく支えるまち

たかはま
たかはま
たかはま



基本的な視点

目指すべきまちの将来像をふまえ、次の3つを高浜町子ども・子育て支援事業計画における基本的な視点とし、総合的に施策を推進していきます。

～子どもの視点～

「こどもまんなかのまち」の実現を目指し、子どもの幸せを第一に考え、子どもがそれぞれの考えや個性を發揮でき、大人になって高浜町で「子どもを生み・育てたい」と思えるような取り組み、まちづくりを推進します。

～親の視点～

核家族化や女性の社会進出等の進行により、子育てをしながら不安や孤独を感じる親が増えていく中、親が安心して子どもを生み・育てることができ、心から子育てを楽しむことができる環境の整備を推進します。

～地域の視点～

地域のつながりや支えあいが希薄化する中で「子どもは地域の宝」「地域の子どもは地域で育てる」という意識のもと、社会全体が子育て家庭に目を向け、あらゆる人々が自分の知識と経験を活かしながら、子育て支援に関わっていける環境づくりを推進します。

計画の基本目標と施策の展開

基本目標1 地域社会で子どもを育むまち

子育ては個人や家庭のみで行われるものではなく、社会全体で行うものとして捉え、地域と連携した見守り体制や子育てネットワークの充実を図るとともに、子どもや家族への相談体制の充実や、多様な体験機会の確保・提供を図ります。



(1) 地域における子育て支援体制の充実

取り組み： 孤独・孤立及び虐待防止対策の推進
見守り体制の充実
情報提供・相談支援体制の充実

(2) 地域における子育てネットワークの充実

取り組み： 保護者同士で支えあえる関係づくりへの支援・育成
子育て支援ネットワークづくり
親子の多様な居場所づくりの推進

(3) 学校と連携した支援の推進

取り組み： 学校における相談体制等の充実
放課後の多様な居場所づくりの推進
多様な学びへの支援の推進

基本目標2 安心して子どもを育てられるまち

子育て家庭がそれぞれに希望する仕事と子育ての両立やライフプランの実現に向けて、特に3歳未満の保育の受け皿の拡大に取り組むとともに、多様なニーズに対応するための子育て支援サービスの充実を図ります。



(4) 仕事と子育ての両立とライフプラン実現への支援

取り組み： 教育・保育サービスの充実
子育て支援サービスの充実
結婚・妊娠・出産のライフプラン実現に向けた支援
男女共同参画の推進

(5) 親子が安全・安心に暮らせるまちづくり

取り組み： 経済的支援の充実
ひとり親家庭や生活困窮家庭等への支援
安全・安心なまちづくりの推進
児童の健全育成の充実

基本目標3 親子が健やかに過ごせるまち

親子の健やかな成長を後押しできるよう、産前からの健康づくりや妊娠中の相談支援など、産前・産後から子育て期にかけての切れ目のない支援体制の充実を図ります。



(6) 母子保健・医療体制の整備

取り組み： 親子の健康の充実
母子医療体制の充実

(7) 子どもの健康づくりと多様な体験機会の確保

取り組み： 食育の推進
子どもの多様な体験機会の確保
親子の健康づくりの推進

基本目標4 配慮を必要とする方を支えるまち

障がいのある子どもや外国にルーツを持つ子ども、また子育てに困難を抱えた保護者の支援体制の充実に向けて、学校を含めた教育・保育施設や地域との連携を強化し、本人また地域や施設の相談から適切に支援につなげるための体制の充実を図ります。



(8) 支援が必要な子どもや家庭を支える体制の強化

要支援児童及び要保護児童ならびに特定妊婦への支援の強化
 障がいのある子どもへの支援・配慮
 外国につながる子どもへの支援・配慮

子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保の方策

子ども・子育て支援事業計画では、教育・保育、地域子ども・子育て支援事業について、「量の見込み」及び「確保方策」を設定する単位として「教育・保育提供区域」を設定することとしています。

第2期計画から引き続き、町全体を1区域として設定し、「幼児期の教育・保育」及び「地域子ども・子育て支援事業」の計画期間の必要量の見込みと確保の内容を定めます。

教育・保育の量の見込みと確保方策

○1号認定（幼稚園、認定こども園）

対象：満3歳以上の小学校就学前子どもであって、幼稚園教育要領に基づく教育を受ける子ども

1号認定	単位	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	人/年	9	8	7	6	6
②確保の内容		9	8	7	6	6

○2号認定（保育所、認定こども園）

対象：満3歳以上の小学校就学前子どもであって、保育を必要とする子ども

2号認定	単位	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	人/年	199	174	148	132	128
②確保の内容		199	174	148	132	128

○3号認定（保育所、認定こども園、地域型保育事業）

対象：満3歳未満で保育を必要とする子ども

3号認定	単位	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	
0歳	①量の見込み	人/年	5	5	5	5	4
	②確保の内容		5	5	5	5	4
1歳	①量の見込み	人/年	20	20	20	19	20
	②確保の内容		20	20	20	19	20
2歳	①量の見込み	人/年	39	36	36	36	36
	②確保の内容		39	36	36	36	36

地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保の方策

(1) 時間外保育事業

保育認定を受けた子どもについて、通常の利用日及び利用時間以外の日ならびに時間において、保育所等で保育を実施する事業です。

時間外保育事業	単位	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	人/年	132	118	105	96	94
②確保の内容		132	118	105	96	94

(2) 放課後児童健全育成事業

小学校児童で放課後、保護者の就労等により、家庭での適切な保護指導が困難な状態となっている児童を対象に、児童の健全育成を推進するための学童保育(放課後児童クラブ)を実施する事業です。

放課後児童健全育成事業	単位	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	合計	143	141	134	128	115
	1年生	36	37	36	32	25
	2年生	42	32	33	32	29
	3年生	30	39	30	31	30
	4年生	21	17	22	17	18
	5年生	12	14	11	14	11
	6年生	2	2	2	2	2
②確保の内容	人/年	143	141	134	128	115

(3) 子育て短期支援事業(ショートステイ)

保護者の疾病その他の理由により家庭において子どもを養育することが一時的に困難となった場合等に、児童養護施設等において一定期間、養育・保護を行う事業です。

子育て短期支援事業	単位	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	人日/年	30	30	30	30	30
②確保の内容		30	30	30	30	30

(4) 地域子育て支援拠点事業

乳幼児及びその保護者が相互の交流を行う場所を開設し、子育てについての相談や情報の提供、助言、その他の援助を行う事業です。

地域子育て支援拠点事業	単位	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	人回/年	11,916	11,496	11,412	11,172	11,088
②確保の内容		11,916	11,496	11,412	11,172	11,088



(5) 一時預かり事業

幼稚園在園児に対する一時的な預かりや、家庭において保育を受けることが一時的に困難となった子どもについて、主として昼間に保育所等において、一時的に預かり、必要な保護を行う事業です。

一時預かり(幼稚園型)	単位	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	人日/年	0	0	0	0	0
②確保の内容		0	0	0	0	0
その他の一時預かり	単位	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	人日/年	404	368	337	314	308
②確保の内容		404	368	337	314	308

(6) 病児・病後児保育事業

病氣中または病気の回復期で、幼稚園や保育所に通園できない子どもや、保護者に用事があるため看病する人がいない子どもを、病院等で一時的に保育する事業です。

病児・病後児保育事業	単位	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	人日/年	127	121	116	109	105
②確保の内容		127	121	116	109	105

(7) ファミリー・サポート・センター事業(小学生児童のみ)

子育てに関する援助を受けたい人で行いたい人を会員とする組織により、保育所等への送迎、一時的な預かり等、育児についての助けあいを行う事業です。

ファミリー・サポート・センター事業	単位	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	人日/年	0	0	0	0	0
②確保の内容		0	0	0	0	0

(8) 利用者支援事業

子どもまたはその保護者の身近な場所で、教育・保育施設や地域の子育て支援事業等の情報提供や、必要に応じ相談・助言等を行うとともに、関係機関との連絡調整等を実施する事業です。

利用者支援事業	単位	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	か所	1	1	1	1	1
②確保の内容		1	1	1	1	1
こども家庭センター「kurumu」	単位	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	か所	1	1	1	1	1
②確保の内容		1	1	1	1	1
妊婦等包括相談支援事業	単位	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	人回/年	176	143	140	137	134
②確保の内容		176	143	140	137	134

(9) 妊婦健診事業

妊娠中、疾病や異常の早期発見をはじめ、妊婦の健康管理を目的として実施する健康診査事業です。

妊婦健診事業	単位	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	人回/年	668	654	640	626	616
②確保の内容		668	654	640	626	616

(10) 乳児家庭全戸訪問事業

生後4か月までの乳児がいるすべての家庭を訪問し、様々な不安や悩みを聞き、子育て支援に関する情報提供等を行います。

乳児家庭全戸訪問事業	単位	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	人/年	48	47	46	45	44
②確保の内容		48	47	46	45	44

(11) 養育支援訪問事業

産後うつ状態など様々な課題を抱え、育児に不安を感じている支援家庭に助産師または保健師等の専門職が訪問し、育児不安の解消及び養育技術の伝達などの相談支援を行います。

養育支援訪問事業	単位	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	人回/年	96	96	96	96	96
②確保の内容		96	96	96	96	96

(12) 実費徴収にかかる補足給付を行う事業

教育・保育施設が上乗せ徴収を行う際、実費負担の部分について低所得者の負担軽減を図るため、公費による補助を行うものです。

(13) 多様な主体が参入することを促進するための事業

新規施設事業所が円滑に事業を実施できるよう、新規施設等に対する実地支援、相談・助言、小規模保育事業等の連携施設のあっせん等を実施する事業です。

(14) 産後ケア事業

産後1年までの母子に対し、心身の安定及び育児不安の解消を図るため、心身の状態に応じた保健指導や、療養に伴う育児等に関する指導、相談その他の援助を行う事業です。

産後ケア事業	単位	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	人回/年	193	193	193	193	193
②確保の内容		193	193	193	193	193

(15) 子育て世帯訪問支援事業

家事・子育て等に対して不安や負担を抱える子育て家庭、妊産婦、ヤングケアラー等がいる家庭の居宅を、訪問支援員が訪問し、家庭が抱える不安や悩みを傾聴するとともに、家事・子育て等の支援を実施する事業です。

子育て世帯訪問支援事業	単位	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	人日/年	192	192	192	192	192
②確保の内容		192	192	192	192	192

(16) 児童育成支援拠点事業

養育環境等に課題を抱える、家庭や学校に居場所のない児童等に対して、児童の居場所となる場を開設し、児童とその家庭が抱える多様な課題に応じて、生活習慣の形成や学習のサポート、進路等の相談支援、食事の提供等を行う事業です。

本町においては、事業実施の場所や人材の確保が困難なため実施しない方針とします。また、住民ニーズに応じて必要な場合、計画の中間見直しを検討します。

(17) 親子関係形成支援事業

児童との関わり方や子育てに悩みや不安を抱えている保護者及びその児童に対し、講義やグループワーク、ロールプレイ等を通じて、児童の心身の発達の状況等に応じた情報の提供、相談及び助言を実施するとともに、同じ悩みや不安を抱える保護者同士が相互に悩みや不安を相談・共有し、情報の交換ができる場を設けるなど、その他の必要な支援を行う事業です。

親子関係形成支援事業	単位	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	家族/年	8	8	8	8	8
②確保の内容		8	8	8	8	8

(18) 乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）

保育所等に通所していない0歳6か月から2歳までの未就園児を対象に、保育所等において一時的な預かりを行い、適切な遊びや生活の場を与えるとともに、保護者との面談を通じて、乳児・児童及び保護者の心身の状況や養育環境を把握し、子育てに関する助言や情報提供等の援助を行う事業です。

乳児等通園支援事業		単位	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
0歳	①量の見込み	人/年		2	2	2	2
	②確保の内容			2	2	2	2
1歳	①量の見込み			1	1	1	1
	②確保の内容			1	1	1	1
2歳	①量の見込み			1	1	1	1
	②確保の内容			1	1	1	1

計画の進捗管理・評価

本計画は、行政だけでなく、様々な分野との関わりが必要であり、家庭をはじめ、保育所、認定こども園、学校、地域、その他関係機関・団体との連携を図り、計画を推進します。

また、計画の実現のためには、計画に即した事業がスムーズに実施されるように管理するとともに、計画の進捗状況について需要と供給のバランスがとれているかを把握し、年度ごとの実施状況及び成果を点検・評価し、検証していきます。



第3期高浜町子ども・子育て支援事業計画 概要版

令和7年3月

発行 / 高浜町

編集 / 高浜町 こども未来課

〒919-2201 福井県大飯郡高浜町和田 117-68

TEL:0770-72-6154 FAX:0770-50-9041